

銀行法施行規則第34条の26

(以下のページに掲載しています)

三菱UFJフィナンシャル・グループ

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）	4、5
2. 資本金及び発行済株式の総数	95
3. 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	96
(2) 各株主の持株数	96
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	96
4. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	2、3
5. 会計監査人の氏名又は名称	73
銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	4～9、11～17、19～23
2. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1) 名称	6～9
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	6～9
(3) 資本金又は出資金	6～9
(4) 事業の内容	6～9
(5) 設立年月日	6～9
(6) 銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	6～9
(7) 銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	6～9
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	(本編) 36～63
2. 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益又はこれに相当するもの	72
(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの	72
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	72
(4) 包括利益	72
(5) 純資産額	72
(6) 総資産額	72
(7) 連結自己資本比率	72
銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。6.において同じ。）	73～75
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	94
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	94
(2) 延滞債権に該当する貸出金	94
(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	94
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	94
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	41～65、77、206～288
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（3.に掲げる事項を除く。）	279、280
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの	91～93
6. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	73
7. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率（法第52条の25に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（連結自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	206
報酬等（報酬、賞その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	281～287
特例企業会計基準等適用法人等にあっては、その採用する企業会計の基準	—

銀行法施行規則第19条の2(単体)

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項		
1. 経営の組織	12、13	20
2. 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項		
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	148	204
(2) 各株主の持株数	148	204
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	148	204
3. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	10、11	18
4. 会計監査人の氏名又は名称	120	170
5. 営業所の名称及び所在地	24~39	24~39
6. 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項		
(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	33	—
(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	31~33	—
銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。)	11	19
銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	(本編) 36~63、133~136	(本編) 36~63、182~185
2. 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
(1) 経常収益	119	169
(2) 経常利益又は経常損失	119	169
(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	119	169
(4) 資本金及び発行済株式の総数	119	169
(5) 純資産額	119	169
(6) 総資産額	119	169
(7) 預金残高	119	169
(8) 貸出金残高	119	169
(9) 有価証券残高	119	169
(10) 単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)	119	169
(11) 配当性向	119	169
(12) 従業員数	119	169
(13) 信託報酬(信託業務を営む場合)		169
(14) 信託勘定貸出金残高(信託業務を営む場合)		169
(15) 信託勘定有価証券残高(信託業務を営む場合)		169
(16) 信託財産額(信託業務を営む場合)		169
3. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
イ. 主要な業務の状況を示す指標		
(1) 業務粗利益及び業務粗利益率	133	182
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	133、135	182、184
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	133、134	182、183
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	134	183
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	119	169
(6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	119	169
ロ. 預金に関する指標		
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	143	198
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	143	198
ハ. 貸出金等に関する指標		
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	137	192
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	137	192
(3) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額	138、142	193、197
(4) 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	138	193

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	138	193
(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	138	193
(7) 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高	139	194
(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	144	199
二. 有価証券に関する指標		
(1) 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の残存期間別の残高	141	196
(2) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の平均残高	140	195
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	144	199
ホ. 信託業務に関する指標（信託業務を営む場合）		
(1) 信託財産残高表（注記事項を含む）		186
(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という）の受託残高		188
(3) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の種類別の受託残高		188
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高		188
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高		189
(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分）の残高		189
(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高		189
(8) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高		190
(9) 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高		190
(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		190
(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		190
(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分）の残高		191
銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項		
1. リスク管理の体制	43~65	43~65
2. 法令遵守の体制	66~70	66~70
3. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	(本編) 72、73	(本編) 72、73
4. 法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	70	70
銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
1. 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書	120~122	170~172
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	139	194
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	139	194
(2) 延滞債権に該当する貸出金	139	194
(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	139	194
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	139	194
3. 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額		190
4. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	41~65, 123, 358~370	41~65, 173, 440~452
5. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（4. に掲げる事項を除く。）	368、369	450、451
6. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
(1) 有価証券	126~128	176~178
(2) 金銭の信託	129	178
(3) 第13条の3第1項第5号に掲げる取引	130~132	179~181
7. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	139	194
8. 貸出金償却の額	139	194
9. 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	120	170
10. 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率（単体自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	358	440
報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	281~287	281~287

銀行法施行規則第19条の3(連結)

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項		
1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	11~17	19~23
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項		
(1) 名称	15~17	22, 23
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	15~17	22, 23
(3) 資本金又は出資金	15~17	22, 23
(4) 事業の内容	15~17	22, 23
(5) 設立年月日	15~17	22, 23
(6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	15~17	22, 23
(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	15~17	22, 23
銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	(本編) 36~63	(本編) 36~63
2. 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
(1) 経常収益又はこれに相当するもの	98	150
(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの	98	150
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	98	150
(4) 包括利益	98	150
(5) 純資産額	98	150
(6) 総資産額	98	150
(7) 連結自己資本比率	98	150
銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
1. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書(これらに類する事項を含む。6.において同じ。)	99~101	151~153
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	118	168
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	118	168
(2) 延滞債権に該当する貸出金	118	168
(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	118	168
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	118	168
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	41~65, 103, 290~356	41~65, 155, 372~438
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(3.に掲げる事項を除く。)	355, 356	437, 438
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの	115~117	165~167
6. 銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	99	151
7. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率(法第14条の2第2号に規定する基準に係る算式により得られる比率(連結自己資本比率を除く。)をいう。)の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	290	372
報酬等(報酬、賞その他の職務執行の対価として銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。)に関する事項であって、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	281~287	—
特例企業会計基準等適用法人等にあつては、その採用する企業会計の基準	—	—

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定基準)

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	140	191, 195
2. 危険債権	140	191, 195
3. 要管理債権	140	191, 195
4. 正常債権	140	191, 195

● 開示項目一覧（バーゼルⅢ関連）（2019年3月31日時点）

平成26年金融庁告示第7号 第2条

（以下のページに掲載しています）

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本の構成に関する開示事項	358~360	440~442
定性的な開示事項		
1. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。第10条第4項第1号ニ(1)、第12条第4項第2号ニ(1)及び第15条第4項第2号ニ(1)並びに別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項		
イ リスク管理の方針及び手続の概要	54~56	54~56
ロ 金利リスクの算定手法の概要	55、56、58、366	55、56、58、448
2. 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第13号により作成するものとする。）	361~364	443~446
定量的な開示事項		
1. 第4項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成するものとする		
OV1：リスク・アセットの概要	365	447
IRRBB1：金利リスク	366	448
単体レバレッジ比率に関する開示事項		
1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	367	449

平成26年金融庁告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本及びその他外部TLAC調達手段に関する契約内容	364	446

平成26年金融庁告示第7号 第4条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本の構成に関する開示事項	291~293	373~375
定性的な開示事項		
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項		
イ 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第14条の7第3項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	290	372
ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	290	372
ハ 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	290	372
ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	290	372
ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	290	372
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	41、42	41、42
3. 連結グループ（自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第7号ハにおいて同じ。）全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	43~46	43~46
4. 信用リスク（第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項		
イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	46、47	46、47
ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	47~50、104、299	47~50、155、381
ハ 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）	51	51
ニ 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項		
(1) 信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下（1）において同じ。）がEADの総額に占める割合	300	382
(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	51	51
(3) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要 (i) 資産区分ごとの格付付与手続 (ii) パラメーター推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及びその検証体制 (iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	47~50	47~50
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次に掲げる事項 一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲	51	51
5. 信用リスク削減手法（派生商品取引、レボ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレボ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	53	53
6. 派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）	53	53

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
7. 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項		
イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	51、52	51、52
ロ 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	51	51
ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	51、52	51、52
ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響	—	—
ホ 証券化取引に関する会計方針	52	52
ヘ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	51	51
ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要	—	—
8. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）		
イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	54～57	54～57
ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	56、59、351	56、59、433
9. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項		
イ リスク管理の方針及び手続の概要	61～65	61～65
ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）	64	64
ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項		
(1) 当該手法の概要	64、65	64、65
(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む。）	64	64
10. 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第4条第6項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	54	54
11. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。第10条第4項第1号二(1)、第12条第4項第2号二(1)及び第15条第4項第2号二(1)並びに別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項		
イ リスク管理の方針及び手続の概要	54～56	54～56
ロ 金利リスクの算定手法の概要	55、56、58、353	55、56、58、435
12. 連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第14号により作成するものとする。）	294～297	376～379
13. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	302～305	384～387
定量的な開示事項		
1. その他金融機関等（自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額	290	372
2. 信用リスク（第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項		
イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳		
(1) 地域別	298	380
(2) 業種別	298	380
(3) 残存期間別	298	380
ロ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第2号）第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳		
(1) 地域別	299	381
(2) 業種別	299	381
ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	299	381
ニ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	299	381

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
3. リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。第10条及び第12条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第10条及び第12条において同じ。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	300	382
4. 第4項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成するものとする		
OV1：リスク・アセットの概要	301	383
LI1：会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係	302、303	384、385
LI2：自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因	304、305	386、387
CR1：資産の信用の質	304、305	386、387
CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動	305	387
CR3：信用リスク削減手法	306、307	388、389
CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	306、307	388、389
CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー	308、309	390、391
CR6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー	310～321	392～403
CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響	322	404
CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表	323	405
CR9：内部格付手法－ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト	324～327	406～409
CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）	328、329	410、411
CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	330	412
CCR2：CVAリスクに対する資本賦課	330	412
CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	331	413
CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	332～335	414～417
CCR5：担保の内訳	336	418
CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー	337	419
CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー	337	419

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
SEC1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	338、339	420、421
SEC2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	340、341	422、423
SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）	342～345	424～427
SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）	346～349	428～431
MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額	350	432
MR2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因	350	432
MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	351	433
MR4：内部モデル方式のバック・テストの結果	352	434
IRRBB1：金利リスク	353	435
連結レバレッジ比率に関する開示事項		
1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	354	436
2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—	—

平成26年金融庁告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本及びその他外部TLAC調達手段に関する契約内容	297	379

自己資本の構成に関する開示事項

207~210

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	
イ 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	206
ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	206
ハ 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	206
ニ 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	206
ホ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	206
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	41、42
3. 持株会社グループ（持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第7号ハにおいて同じ。）全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	43~46
4. 信用リスク（第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項	
イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	46、47
ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	47~50、78、216、217
ハ 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）	51
ニ 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項	
(1) 信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下（1）において同じ。）がEADの総額に占める割合	217
(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	51
(3) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要	47~50
(i) 資産区分ごとの格付付与手続	
(ii) パラメーター推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及びその検証体制	
(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次に掲げる事項	51
一 使用する内部格付手法の種類	
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	
五 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲	
5. 信用リスク削減手法（派生商品取引、レボ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレボ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	53
6. 派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）	53
7. 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項	
イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	51、52
ロ 持株自己資本比率告示第226条第1項第1号から第4号まで（持株自己資本比率告示第280条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	51
ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	51、52
ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響	—
ホ 証券化取引に関する会計方針	52
ヘ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）	51
ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要	—

8. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）	
イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	54～57
ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	56、59、269
9. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の方針及び手続の概要	61～65
ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）	64
ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
(1) 当該手法の概要	64、65
(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む。）	64
10. 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第4条第6項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャーという。」）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	54
11. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。第10条第4項第1号二(1)、第12条第4項第2号二(1)及び第15条第4項第2号二(1)並びに別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の方針及び手続の概要	54～56
ロ 金利リスクの算定手法の概要	55、56、58、270、271
12. 連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第14号により作成するものとする。）	211～214
13. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	220～223
定量的な開示事項	
1. その他金融機関等（持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	206
2. 信用リスク（第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項	
イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳	
(1) 地域別	215
(2) 業種別	215
(3) 残存期間別	215
ロ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第2号）第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
(1) 地域別	216
(2) 業種別	216
ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	217
ニ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	217
3. リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第54条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第10条及び第12条において同じ。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	218

4. 第4項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成するものとする	
OV1：リスク・アセットの概要	219
LI1：会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係	220、221
LI2：自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因	222、223
CR1：資産の信用の質	222、223
CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動	223
CR3：信用リスク削減手法	224、225
CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	224、225
CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー	226、227
CR6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー	228～239
CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響	240
CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表	241
CR9：内部格付手法－ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト	242～245
CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）	246、247
CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	248
CCR2：CVAリスクに対する資本賦課	248
CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	249
CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	250～253
CCR5：担保の内訳	254
CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー	255
CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー	255
SEC1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	256、257
SEC2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	258、259
SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）	260～263
SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）	264～267
MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額	268
MR2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因	268
MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	269
MR4：内部モデル方式のバック・テストの結果	270
IRRBB1：金利リスク	270、271
CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファ率に係る国又は地域別の状況	271
GSIB1：G-SIB 選定指標	272

持株レバレッジ比率に関する開示事項

1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	277
2. 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—

第1項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第15号により作成するものとする。

1. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項	273
2. 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	274、275
3. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	276

平成26年金融庁告示第7号 第9条

自己資本及びその他外部TLAC調達手段に関する契約内容	214
-----------------------------	-----

平成27年金融庁告示第7号 第2条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項		
1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	368	450
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	369	451
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	369	451
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	369	451
単体流動性リスク管理に係る開示事項		
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	60	60
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	60	60
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	60	60

平成27年金融庁告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	368	450

平成27年金融庁告示第7号 第4条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項		
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	355	437
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	355	437
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	356	438
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	356	438
連結流動性リスク管理に係る開示事項		
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	60	60
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	60	60
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	60	60

平成27年金融庁告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	355	437

平成27年金融庁告示第7号 第7条

	三菱UFJフィナンシャル・グループ
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	279
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	279
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	280
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	280
連結流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	60
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	60
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	60

平成27年金融庁告示第7号 第9条

	三菱UFJフィナンシャル・グループ
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	279